

2023 年度前期分  
高等教育修学支援新制度による授業料減免継続 **A様式2**申請期間

日本学生支援機構給付奨学生は、採用された区分に応じて授業料が減免されます（第Ⅰ区分＝授業料全額免除、第Ⅱ区分＝授業料 2/3 免除、第Ⅲ区分＝授業料 1/3 免除）。2023 年度前期の授業料減免継続を希望する学生は、**A様式2**を愛媛大学ホームページからダウンロードし、**A4印刷**して以下の申請期間内に必ず提出してください。

< A様式2の申請期間 >

受付日	受付時間	受付場所
2023年 1月20日(金)～ <u>3月31日(金)</u> 土日祝日除く	8:30～11:30 13:30～17:00 厳守	・学生生活支援課授業料免除窓口 (図書館1階西) ・医学部：学務課学生生活チーム ・農学部：事務課学務チーム

申請書は、**窓口または郵送**で受付します。窓口に提出する場合は、受付期間内に持参してください。郵送の場合下記宛先に**レターパックライト**で送付してください。

※ 窓口の場合は、**3月31日(金) 17:00 厳守**で提出してください。

※ 郵送の場合は、**3月31日(金) 必着**で送付してください。

<送付先>

【城北地区学部生】〒790-8577 松山市文京町3番

愛媛大学 教育学生支援部 学生生活支援課 学生生活支援チーム

電話番号：089(927)9169

※レターパックライトの品名欄に「**A様式2**在中」と記入してください。

【医学部】〒791-0295 東温市志津川454 愛媛大学医学部学務課 学生生活チーム

【農学部】〒790-8566 松山市樽味3丁目5番7号 愛媛大学農学部事務課 学務チーム

注) 医学部及び農学部の学生は各学部提出してください。(窓口提出の場合のみ城北提出可。)

(注意事項)

- 令和5年4月現在(学年は新学年)で記入してください。
- 2023 年前期に給付奨学金の受給資格があることが前提となります。家計審査及び学力審査の結果、給付奨学生としての基準を満たさない場合は、高等教育修学支援新制度の授業料減免を受けることはできません。**「休停止中」となっている場合も提出してください。**  
(学力審査で「廃止」となった者は提出不要です。なお、今後の授業料減免は受けられません。)
- 期限までに提出がない場合、授業料減免の認定が受けられません。
- 2023 年度前期分授業料減免結果通知書は8月郵送予定です。**結果通知書に従って納付してください。
- 【任意】2019年度以前入学の学部生は経過措置申請が可能です。申請を希望される方は申請期間(愛媛大学ホームページに2月掲載予定)を確認し、書類を揃えて提出してください。  
なお、日本学生支援機構給付奨学金に申請していることが前提となります。

# 日本学生支援機構 給付奨学生（受給中・休停止中）の方

## 【高等教育修学支援新制度による授業料減免継続申請要領】 **A様式2**

日本学生支援機構給付奨学金を申請し採用された場合、採用区分に応じて授業料が減免されます。授業料の減免継続を申請する学生は、下記提出書類を必ず提出してください。

### 提出書類

- **A様式2**「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書」を提出
- **84円切手（結果通知用）1枚**

- ・窓口提出者：申請書提出時に封筒を配付します。84円切手を持参ください。
- ・郵送提出者：各自で長形3号の封筒（縦 235 mm×横 120 mm）を1枚準備し、封筒に学資負担者住所・学資負担者氏名・学生氏名・学生証番号を記入し、84円切手を貼付して申請書提出時に同封してください。

※マンション名・部屋番号まで記載してください。

切手貼付	郵便番号
学資負担者住所	
学資負担者氏名 様	
学生氏名 様	
学生証番号	

### （注意事項）

1. 給付奨学金に申し込んだうえで、家計基準及び学力基準等を満たさなかったため認定を受けることができなかった者は、同じ期間、高等教育修学支援新制度の授業料減免対象者としても認定を受けることはできません。
2. 日本学生支援機構給付奨学生で授業料減免を継続する学生は全員提出が必要です。
3. 授業料の減免継続を希望する場合は年に2回（前期・後期）A様式2を提出していただきます。本年度後期分（8月～9月末）・翌年度前期分（2月～3月末）の提出が必要です。

例1) 前期に給付奨学金を新規申請しA様式1を提出し給付奨学生となった場合、後期はA様式2を提出。

例2) 現在給付奨学生（受給中）の場合は前期も後期もA様式2を提出。

例3) 給付奨学金が「休停止中」の方も家計基準の見直しによって、給付奨学金が再開される場合がありますのでA様式2を提出。

4. 申請書は、窓口または郵送で受付します。窓口提出の場合は、受付期間内に持参してください。郵送提出の場合はレターパックライトで送付してください。

<郵送先> 城北地区

〒790-8577 松山市文京町3番  
愛媛大学 教育学生支援部学生生活支援課  
学生生活支援チーム あて

品名に「A様式2在中」と記入。

電話番号: 089(927)9169

<窓口>

学生生活支援課（図書館1階西）  
医学部の学生：医学部学務課学生生活チーム  
農学部の学生：農学部事務課学務チーム

※医学部、農学部の学生は該当学部の指定窓口に出してください。

